

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年7月12日 開会

令和3年7月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年7月12日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐野 芳 弘 | 2番 宮 島 孝 子 | 3番 遠 藤 恒 男 |
| 4番 望 月 三千夫 | 5番 赤 池 勝 | 6番 佐 野 正 |
| 7番 千頭和 栄 一 | 8番 石 川 邦 彦 | 9番 佐 野 公 洋 |
| 10番 松 下 善 洋 | 11番 村 松 義 正 | 12番 植 松 眞 二 |
| 13番 齋 藤 学 | 14番 石 川 嘉 章 | 15番 朝比奈 美 芳 |
| 16番 杉 浦 徳 子 | 18番 後 藤 文 隆 | 19番 松 永 孝 男 |

欠席委員

17番 植 竹 繁

農地利用最適化推進委員出席委員

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 佐野 俊 英 | 2番 塩 川 金 彦 | 3番 佐 野 三 男 |
| 6番 村 松 慎 一 | 8番 加 藤 文 男 | 9番 望 月 義 雄 |
| 10番 有 賀 文 彦 | 11番 鈴 木 四 郎 | 12番 佐 野 強 |
| 13番 近 藤 雅 隆 | | |

欠席委員

4番 遠 藤 光 浩 5番 佐 野 均 7番 土 井 一 彦

事務局職員

| | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| (併) 事務局長 | 中 野 信 男 | 次長兼振興係長 | 望 月 伸 浩 |
| 主任主査 | 深 川 亮 | 主 査 | 池 田 幸 司 |
| 主 事 | 大 瀧 美 緒 | | |

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

それでは、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、17番、植竹 繁委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和3年6月10日から令和3年7月9日までの間における農地法の規定による申請について取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧く

ださい。

第1項、宮原■■■■、畑391平方メートルにつきまして、令和3年6月4日に住宅敷地の拡張を目的とした農地法第5条届出を受理しましたが、都合により取消願が提出されました。

続きまして、第2項、山宮■■■■、畑65平方メートルほか2筆につきまして、令和3年6月11日に住宅を目的とした農地法第5条届出を受理しましたが、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、「会議録署名人について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、12番 植松眞二委員、13番 齊藤 学委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、12番 植松眞二委員、13番 齊藤 学委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第42号から議第41号です。

初めに、報第42号から報第48号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年5月21日から令和3年6月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第42号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

報第43号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の3ページ、4ページを御覧ください。

報第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページ、6ページを御覧ください。

報第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから10ページを御覧ください。

報第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり14件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11、12ページを御覧ください。

報第47号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第42号から報第48号まで報告済みといたします。

議第36号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議第36号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページ目を御覧ください。

こちら、新規就農案件となります。申請地は村山で、富士根北小学校の北東に位置する農地です。受人、富士市柚木の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの賃貸借契約で、イモ類や葉菜類等を栽培する計画です。受人は現在37歳、耕作面積は許可後3,508平方メートル、稼働人

員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

第1項と同じく、新規就農案件となります。申請地は杉田で、富士脳障害研究所附属病院の東に位置する農地です。受人、富士市五貫島の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの売買契約で、ブルーベリー等を栽培する計画です。受人は現在46歳、耕作面積は許可後4,935平方メートル、稼働当初の人員は1名、息子及び娘を増員する予定となっています。なお、取得農地は、富士市とちょうどまたがっており、富士市側農地と合わせることで3条許可の下限面積を満たすことから、富士市と同時申請となっています。なお、富士市は本日午前中に総会を開催し、当該申請について許可をしております。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は野中で、市営白尾住宅の東に位置する農地です。受人は、野中の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約で、カンショを栽培する計画です。受人は現在73歳、耕作面積は許可後6,098.56平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮浅間神社の北東に位置する農地です。受人、富士市伝法の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約で、花木を栽培する計画です。受人は現在59歳、耕作面積は許可後6,330.15平方メートル、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第4項の申請について、農地法3条2項各号の許可しない案件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項及び2項について、担当委員の調査報告をお願いします。

11番 村松義正委員

ただいま審議中の第1項について調査結果について報告いたします。

7月8日、事務局2名、遠藤農業委員、村松推進委員、私で申請地にて本人に話を聞きました。先ほど事務局より説明がありましたとおり、根菜類とか葉菜類を作るということで、周りの農地にも影響なくできるということでもありますので、問題がありませんので御審議のほどよろしくお願ひいたします。

7番 千頭和 栄一委員

ただいま審議中の第2項の調査報告をいたします。

7月7日午後2時半に事務局、杉浦委員、申請人本人と現地で待ち合わせて調査を行いました。富士市との境目で富士市分との同時申請です。富士市分は約22アールで、ブルーベリーの果樹畑です。富士宮市分は、約27アールで、梅、柿、栗畑です。富士宮分が多少荒れ始めているところで申請人が今回購入して農業を始めてくれることは、荒れ地化を防ぐためにも新規就農してくれることはよいことだと思います。申請書のとおり問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第36号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の16ページを御覧ください。

議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真5ページを御覧ください。

申請地は、安居山字中上■■■■、田ほか2筆、計299.55平方メートルで、大岩の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建設しようとするものです。申請者は現在、借家に住んでおりますが、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は、富士宮市立西小学校の北西約500メートルに位置する市街化近傍の第2種農地に該当します。周囲は南を道路、西を宅地、北と東を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われま。本家の所有する土地の中で、周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第37号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第38号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の17、18ページを御覧ください。

議第38号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地は、山宮■■■■、田1, 282平方メートル、ほか1筆、計5, 248平方メートルで、山宮工業団地の北西に位置する農地です。時期は詳細不明ですが、申請者の先代より耕作されておらず、竹林が侵食したものであります。周囲も山林であり、非農地として扱って差し支えないものと思われまます。

続きまして、第2項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、下条■■■■、畑297平方メートルで、下条下区区民館の北に位置する農地です。平成5年8月24日相続により申請者が申請地を取得しましたが、河川の端にあり区画も細長く耕作不向きで耕作をしておりませんでした。仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として扱って差し支えないと思われまます。なお、申請地は農用地ですが、農業政策課より定期除外とする旨の報告を受けており、問題はありません。

続きまして、第3項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は、上井出■■■■、畑366平方メートルで、上井出出張所の北に位置する農地です。昭和46年に申請者の母が住宅を建て、その後平成8年に建て替えをし、現在に至っています。線引き前から利用していたことが確認されており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第4項及び航空写真同じく8ページを御覧ください。

第3項と申請人は同じです。申請地は、上井出■■■■、畑145平方メートルで上井出出張所の北に位置する農地です。年月日不詳ですが、申請者の先代が耕作不向きであったため、クヌギを植林していたものです。その後、初代のクヌギは伐採され、現在は2代目のクヌギが30本ほど植林されており、生育中です。申請地周辺は山林で仮に農地として復元しても継続的な営農が困難であり、非農地として扱って差し支えないものと思われまます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の第1項の現地調査を報告いたします。

7月9日の午後1時半から、現地にて申請者代理人1名と農業委員2名、事務局2名の5人で現地を確認いたしました。申請書のとおり、スギ、ヒノキの山林になっておりまして、もうかなり前から山林だったようで、大木ですね、もう。スギだと30センチぐらい、ヒノキも25センチぐらいの大きな木に育っております。周囲も全て同じような山林になっておりまして、申請書のとおりであることを確認いたしました。よろしく御審議お願いいたします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

7月8日午後2時に現地で代理人の行政書士に事務局2名、土井委員と私が説明を聞きました。申請のとおり問題はありませぬので、御審議のほどよろしくお願ひします。

12番 植松 眞二委員

ただいま審議中の第3項、4項について報告をいたします。

3項について、7月9日、申請代理人、事務局2名、有賀委員、私の5名で現地を確認いたし

ました。昭和46年、先代が住宅を建築した際、住宅の一部として一体利用し、現在に至っております。現地も石積みし、明確となっており、他に影響を及ぼすこともありません。申請のとおり問題ありません。

4項について、同日、現地を確認しました。事務局からの説明のとおり、やはり樹齢30年ぐらいのクヌギを伐採した後、現在2代目のクヌギ、10年生ぐらいが育成中でありました。耕作地としては不向きな場所であり、農地としては使用困難なため、申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第38号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第39号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の19ページを御覧ください。

議第39号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議について

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第1項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は、根原■■■■、畑2万1,560平方メートルで、道の駅朝霧高原の南西に位置する農地です。本案件は、農地中間管理機構を介して農地利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申し出に対し、買入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されますと、農業委員会から市農業政策課に対し、買入協議の要請を行います。その後、市として買い手を探し、所有権移転の手続きをしていくという流れになります。買入協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されることとなります。その際は、改めて御審議をお願いいたします。

説明は以上です。

議長

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

いいですか。この所有者は現在酪農はやっていますか。

事務局 池田主査

聞いている限りですと、御高齢等の理由で農地を手放したいということでお話があったみたい
です。

議長

分かりました。

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第39号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第40号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち、18項については、5番、赤池 勝委員が関係する案件であるため、農業員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、事務局から議案の概要説明後、退席を求めます。

事務局 池田主査

議案の20ページを御覧ください。

議第40号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画(案)について説明します。ページを1枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数17人、利用権を設定する者の数20人、利用権を設定する農用地の面積は計14万1,158平方メートルです。

利用権の内容について説明します。1ページめくっていただいて3ページの集積計画を御覧ください。

1項から5項までは相対による利用権設定になります。

そして、第6項から第24項までは中間管理事業になります。

概要については以上です。

議長

ここで、5番、赤池 勝委員の退席を求めます。

[5番 赤池委員 退席]

議長

それでは、18項について、先に審議いたします。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

では第18項について説明いたします。

第18項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。山宮の■■■■

さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、2万4,729.56平方メートルになります。

以上、18項について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第40号のうち、18項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第40号のうち18項について原案のとおり処理することに決定いたしました。

5番、赤池 勝委員の入場を求めます。

〔5番 赤池委員 入場〕

議長

それでは、引き続き議第40号について、事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、第18項を除いた各項について順に説明いたします。

第1項、第2項、第3項、及び第5項は同一筆の利用権設定となり、第4項はその隣地となります。

申請地は人穴で、西富士霊園の西に位置する農地です。別冊航空写真は全て10ページとなりますので御覧ください。

第1項申請地は、人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、3年再設定になります。移転後経営面積は、8万6,990平方メートルになります。

続きまして、第2項申請地は、人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、3年再設定になります。移転後経営面積は、6万8,357平方メートルになります。

続きまして、第3項申請地は、人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、3年再設定になります。移転後経営面積は、8万679平方メートルになります。

続きまして、第4項は人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、3年再設定になります。移転後経営面積は、9万2,396平方メートルになります。

続きまして、第5項申請地は、人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、3年再設定になります。移転後経営面積は、9万6,111平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は小泉で、富士根南中学校の東に位置する農地になります。小泉の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、9年7か月新規になります。移転後経営面積は、3万4,975平方メートルになります。

続きまして、第7項及び第8項は同一借主の案件になりますので、一括して説明します。航空

写真 1 2 ページを御覧ください。

申請地は杉田で、富士脳障害研究所附属病院の北西に位置する農地になります。杉田の合資会社■■■■への使用貸借権設定で、茶の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、2万1,435平方メートルになります。

続きまして、第9項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は星山で、星山台の南西に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの賃貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、7万2,959.09平方メートルになります。

続きまして、第10項から第15項までは同一借主の案件になりますので一括して説明いたします。

第10項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は内野で、内野公民館の南東に位置する農地になります。

11項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は原で、白糸自然公園の西に位置する農地になります。

第12項、第15項、及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は内野で、内野神社の北西に位置する農地になります。

第13項、第14項、及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は原で、白糸自然公園の西及び南に位置する農地になります。

原の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、第11項は麦の栽培、ほかの項は水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、7万5,435平方メートルになります。

第16項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮小学校の南西に位置する農地になります。大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、1万2,605平方メートルになります。

第17項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の南に位置する農地になります。大鹿窪の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、4万1,429.42平方メートルになります。

続きまして、第19項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田共同墓地の北に位置する農地になります。大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万6,424平方メートルになります。

第20項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山保育園の南東に位置する農地になります。北山の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、7,882平方メートルになります。

第21項及び航空写真23ページを御覧ください。

申請地は馬見塚で、馬見塚コミュニティー広場の南西に位置する農地になります。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万8,281.05平方メートルになります。

第22項及び第23項は同一借主の案件になりますので、一括して説明します。航空写真24ページ及び25ページを御覧ください。

第22項の申請地は精進川で、上条一町内コミュニティー広場の南西に位置する農地になります。第23項の申請地は北山で、時之栖スポーツセンターグラウンドの北に位置する農地になります。猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、第22項は水稻の栽培、10年新規、第23項は野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、17万6,803平方メートルになります。

第24項及び航空写真26ページを御覧ください。

申請地は下条で、上野幼稚園の南に位置する農地になります。淀川町の■■■■さんへの使用貸借権設定で、果樹の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、8,085平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第40号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

議第41号 農業委員会事務の実施状況についてを事務局から議案の説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、本日机上配付させていただきました別冊の議第41号 農業委員会事務の実施状況等についてを御覧ください。

農業委員会事務の実施状況等について、活動計画(案)及び点検・評価(案)を下記のとおり決定するというので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)が別紙様式1として、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)が別紙様式2の構成になっております。

この事業につきましては、農業委員会等に関する法律によりまして、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することとなっております。

それでは、議案を1枚めくっていただきまして、1ページの別紙様式1、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を御覧ください。

まず初めに、Iとしまして、「農業委員会の状況」として、農家・農地等の状況及び農業委員会の現在の体制を示してあります。農地の状況につきましては、耕地面積調査、農林業センサス、

農地台帳の面積の数値を記載しており、面積については、調査ごとの定義が異なるため必ずしも一致するものではありません。また、農家数等につきましては、農林業センサスの数値を記載してあります。農業委員会の体制につきましては、現在の体制を記載してあります。

2ページを御覧ください。

Ⅱ、「担い手への農地の利用集積・集約化」として、これまでの農地の集積面積の記載があり、これは農地法3条、及び利用権の設定により集積した面積として937ヘクタール、集積率31%であります。今年度の目標としまして、集積目標を1,282ヘクタール、うち新規の集積面積を343ヘクタールとさせていただきます。目標設定の基本的な考え方としまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想により設定をさせていただきます。

次に、Ⅲとしまして、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、これ新規就農の関係なんでしょうけれども、3か年の新規参入の数、及び新規参入者が取得した農地面積を記載してあります。今年度の目標としましては、参入目標数を20経営体、参入目標面積を20ヘクタールとしてあります。活動計画としましては、関係機関と連携しまして、新規就農者の発掘及び農地の確保に努めることといたします。

3ページを御覧ください。

「遊休農地に関する措置」として、現状、遊休農地面積が126ヘクタールとなっております。割合として約4%であります。今年度の遊休農地の解消面積として、10ヘクタールを掲げております。ちなみに昨年度の解消面積は8.6ヘクタールでした。

続きまして、「違反転用への適正な対応」として、現在把握している違反転用面積は、2ヘクタールでありまして、こちらにつきましては、パトロール、通報等により現状把握、是正指導を継続的に行っているところであります。

次に、5ページ以降には、別紙様式2として、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として、別紙様式1の同様の項目について、令和2年度の実績値を記載してあります。

そして、10ページを御覧ください。

こちらには、「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」としまして、農地法3条の許可事務として68件扱われ、農地転用許可、4条、5条につきましては106件扱いました。

11ページは、「農地所有適格法人からの報告への対応」として、これまでの農地所有適格法人ですけれども、現在富士宮市内には48法人あり、その状況報告を記載してあります。農地所有適格法人につきましては、毎年報告書を提出することになっておりますが、全ての法人からの提出がなく、督促を行っておりますが、引き続き指導を行ってまいりたいと思います。

また、情報提供として、賃借料情報の調査、農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備状況を記載してあります。

最後に12ページに、地域農業者からの意見、事務の実施状況について記載してあります。

以上が、今年度の活動計画及び昨年度の点検・評価であります。御審議をいただきまして、議決後、案から決定ということにさせていただきたいと思っております。決定後につきましては、ホームページで掲載をする予定になっております。併せて国へ報告をしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

今説明を受けましたけど、なかなか理解するのに苦しいところがあります。とりあえず質疑を

許しますけど、御質疑のある方、いますか。

私からいいかな、1点。

2ページのⅢの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で、令和3年度の目標及び活動状況で、今現在は、新規参入は何件くらいあるか、これ、20経営体というのは目標だけど、大体いけそうですか、これは。

事務局 望月次長兼振興係長

20経営体、いわゆる過去3年間の実績、平成30年度の実績が15経営体、令和元年度が4経営体、令和2年度が13経営体になっておりますので、20経営体というのはちょっと難しいかなとは思いますが、一応、これぐらいの数字を、高い数値を一応目標として掲げております。10経営体以上はいきたいというのが、そういう気持ちはあります。

議長

今現在、何経営体。どれぐらいの新規参入ありますか。

事務局 望月次長兼振興係長

今現在、認定新規就農についてはまだありませんけれども、3条関係で5件ほどあります。

議長

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

一応、これ審議はよしとしますが、何か御意見ある場合は、次の総会のときお話しくださいばいいと思います。

取りあえず、御質疑なしと認め、次に採決に移ります。

議第41号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第41号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、農地改良届の受理状況を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届の届出についての受理状況（令和3年6月10日から令和3年7月9日）について報告します。

この期間に農地改良届の申請受理はありませんでしたが、1件、盛土の事前着手に関する相談があり、農地の所有者、作業の責任者と話し、農地改良届の手続を管理課、農業委員会にて手続するよう指導をした件が1件ございました。

説明は以上です。

議長

一応、資料は手元にございませんですけど、ないということで、報告済みといたします。よろしく頼みます。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、8月10日を予定しています。

以上をもちまして、令和3年7月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時49分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
12 番

会議録署名人
13 番